

「養護教諭の倫理綱領」

○前文

養護教諭は学校教育法に規定されている教育職員であり、日本養護教諭教育学会は養護教諭の資質や力量の形成および向上に寄与する学術団体として、「養護教諭とは、学校におけるすべての教育活動を通して、ヘルスプロモーションの理念に基づく健康教育と健康管理によって子どもの発育・発達の支援を行う特別な免許を持つ教育職員である」と定めた（2003年総会）。

養護教諭は子どもの人格の完成を目指し、子どもの人権を尊重しつつ生命と心身の健康を守り育てる専門職であることから、その職責を全うするため、日本養護教諭教育学会はここに倫理綱領を定める。

養護教諭が自らの倫理綱領を定め、これを自覚し、遵守することは、専門職としての高潔を保ち、誠実な態度を維持し、自己研鑽に努める実践の指針を持つものとなり、社会の尊敬と信頼を得られると確信する。

○条文

第1条 基本的人権の尊重	養護教諭は、子ども的人格の完成をめざして、一人一人の発育・発達権、心身の健康権、教育権等の基本的人権を尊重する。
第2条 公平・平等	養護教諭は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別、性的指向、社会的問題、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の差異にかかわらず、公平・平等に対応する。
第3条 守秘義務	養護教諭は、職務上知り得た情報について守秘義務を遵守する。
第4条 説明責任	養護教諭は、自己の対応に責任をもち、その対応内容についての説明責任を負う。
第5条 生命の安全・危機への介入	養護教諭は、子どもたちの生命が危険にさらされているときは、安全を確保し、人権が侵害されているときは人権を擁護する。
第6条 自己決定権のアドボカシー	養護教諭は、子どもの自己決定権をアドボカシーするとともに、教職員、保護者も支援する。
第7条 発育・発達の支援	養護教諭は、子どもの心身の健康の保持増進を通して発育・発達を支援する。
第8条 自己実現の支援	養護教諭は、子どもの生きる力を尊重し、自己実現を支援する。
第9条 ヘルスプロモーションの推進	養護教諭は、子どもたちの健康課題の解決やよりよい環境と健康づくりのため、校内組織、地域社会と連携・協働してヘルスプロモーションを推進する。
第10条 研鑽	養護教諭は、専門職としての資質・能力の向上を図るため研鑽に努める。
第11条 後継者の育成	養護教諭は、社会の人々の尊敬と信頼を得られるよう、品位と誠実な態度をもつ後継者の育成に努める。
第12条 学術的発展・法や制度の確立への参加	養護教諭は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、養護教諭にかかわる法制度の改正に貢献する。
第13条 養護実践基準の遵守	養護教諭は、質の高い養護実践を目指し、別に定める養護実践基準をもとに省察して、実践知を共有する。
第14条 自己の健康管理	養護教諭は、自己の心身の健康の保持増進に努める。

(日本養護教諭教育学会 2015年度総会 (2015.10.11) 承認)